

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>市民局 ※監査時は企画市民局 所属</p>	<p>(18年度)</p>	
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p><仙台市が設置するスポーツ施設> (8) ① (イ) 指定期間を3年とする非公募施設の対応について</p> <p>当初、非公募によってスポーツ事業団を指定管理者としてきた3年間指定の5つの施設（仙台市体育館、仙台市勤労者体育館、仙台市青葉体育館、仙台市武道館及び仙台市泉総合運動場）については、平成15年12月18日付け<総総行第90号指定管理者制度導入にあたっての実施方針について>の「4 民間企業等による管理の代行（公募制）への切替時期」（2）では、「指定期間を3年とする施設は、事業等の性格、適切なサービスの提供が可能な受け皿の有無、部分委託の可能性、受託団体の職員の処遇等を勘案しながら、順次公募の実施について検討する。」としていることから、指定管理者制度が実施されて1順目の3年を経過しようとしており、かつ、スポーツ施設の公募による指定の実績も増えてきていることから、公募によることへの支障はないと判断される。指定管理者制度の趣旨に則り公募に向けた対応を取るべきである。</p>	<p>非公募としていた次の施設について、下記のとおり公募により指定管理者を選定した。</p> <p>平成21年度 仙台市若林体育館（平成19年4月に仙台市勤労者体育館より名称変更）</p> <p>平成24年度 仙台市体育館、仙台市青葉体育館及び仙台市武道館、仙台市泉総合運動場</p>	